



平成25年2月13日

各 位

会 社 名 東京建物株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 佐久間 一  
コード番号 8804 東証第一部  
問合せ先 広報 IR 室長 稲田 史夫  
(TEL 03-3274-1984)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年2月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年3月28日開催予定の第195期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

経営機構改革（執行役員制度の導入・社外取締役の登用等）に伴う一部規定の修正および新設をすると共に、当社グループ事業の現状ならびに将来の多様化を踏まえて事業目的の記載を整理・拡充し、併せて号数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年3月28日(木) (予定)

定款変更の効力発生日 平成25年3月28日(木) (予定)

以上

(下線\_\_は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>不動産の売買、貸借及びその仲介</u> (2) <u>不動産の管理及び鑑定評価</u> (3) <u>不動産担保貸付その他金銭の貸付</u> (4) <u>土木建築工事の設計、監理及び請負</u> (5) <u>ホテル、旅館、飲食店等の管理、貸借及び経営</u> (6) <u>遊園地・テニสนาม・水泳場・スキー場・スケート場・ゴルフ場等のスポーツ施設の管理、貸借及び経営</u> (7) <u>研修所、診療所、スーパーマーケット、ヨットハーバー、催事場等の施設の管理、貸借及び経営</u> (8) <u>温泉浴場施設の経営</u> (新 設) (9) <u>不動産特定共同事業法に基づく事業</u> (第 18 号から移管) (10) <u>家具、室内装飾品並びに厨房機器、冷暖房機器等のビル、住宅関連機器の売買、貸借及びその仲介</u> (11) <u>音楽機器・映像機器・ゲーム機器及びこれらのソフトウェア並びに書籍の販売及び賃貸</u> (12) <u>コンピューター及び周辺機器並びにコンピューターソフトウェアの開発、販売及び賃貸</u> (13) <u>特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理</u> (14) <u>信託受益権の保有、売買及び仲介</u> (15) <u>有価証券の保有及び運用</u> (16) <u>抵当証券の保有、売買及び仲介並びに管理</u></p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>不動産の売買、貸借、管理、仲介及び鑑定</u> (削 除) (第8号へ移管) (2) (現行どおり) (削 除) (3) <u>観光・レジャー施設及び商業、駐車場等の利便施設の貸借、管理及び経営</u> (4) (現行どおり) (5) <u>不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務</u> (削 除) (6) (現行どおり) (7) <u>有価証券・債権の保有、売買及び仲介並びに管理</u> (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(17) <u>インターネットを利用した各種情報処理・情報提供サービス業</u></p>	<p>(第10号へ移管)</p>
<p>(18) <u>不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務</u> (第3号から移管)</p>	<p>(第5号へ移管)</p>
<p>(19) <u>介護に関する事業</u> (第17号から移管)</p>	<p>(8) <u>不動産担保貸付その他金銭の貸付</u> (9) (現行どおり)</p>
<p>(20) <u>労働者派遣事業</u></p>	<p>(10) <u>情報処理及び情報提供サービス業</u></p>
<p>(21) <u>広告及び宣伝の請負</u></p>	<p>} (削 除)</p>
<p>(22) <u>損害保険の代理業</u></p>	<p>} (削 除)</p>
<p>(23) <u>警備業</u></p>	<p>(11) (現行どおり)</p>
<p>(24) <u>前各号に附随する業務</u></p>	<p>(12) <u>前各号に附随または関連する業務</u></p>
<p><b>(員数)</b></p>	<p><b>(員数)</b></p>
<p>第19条 当社の取締役は、<u>20名以内とする。</u> <b>(代表取締役及び役付取締役)</b></p>	<p>第19条 当社の取締役は、<u>12名以内とする。</u> <b>(代表取締役及び役付取締役)</b></p>
<p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>
<p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長及びその他の役付取締役を定めることができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><b>(取締役の責任免除)</b></p>
<p>第27条 } ~ } (記載省略) 第33条 }</p>	<p>第27条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第28条 } ~ } (現行どおり) 第34条 }</p>
<p>(新 設)</p>	<p><b>(監査役の責任免除)</b></p>
<p></p>	<p>第35条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除す</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 <u>34</u> 条 }  ~ } (記載省略)  第 <u>37</u> 条 }</p>	<p><u>ることができる。</u>  2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定によ  <u>り、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1</u>  <u>項の責任を法令が規定する額まで限定する契</u>  <u>約を締結することができる。</u></p> <p>第 <u>36</u> 条 }  ~ } (現行どおり)  第 <u>39</u> 条 }</p>

以 上